インボイス制度のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年10月1日(日)より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。この制度において、消費税の課税事業者であるお客さまが株式、投資信託やその他の取引等において消費税を負担した場合、消費税の仕入税額控除を受けるためには、証券会社が発行したインボイスの保存が必要になります。

これに伴い、弊社では以下のとおり対応いたしますのでお知らせします。

- 2023 年 10 月以降、全ての法人のお客さまにインボイスを交付いたします。
 ⇒1 か月分のインボイスをまとめて、お取引の翌月中旬に郵送いたします。
- 弊社の「適格請求書発行事業者登録番号」は、以下のとおりとなりますので併せて お知らせいたします。

登録番号

T6-4300-0100-7813

☆インボイス交付に当たって、法人のお客さまの手続きは必要ありません。

☆個人事業主等でインボイスが必要なお客さま、または免税事業者等のためインボイス が不要なお客さまは、お取引店までご連絡ください。